

保護者様

豊田市はインクルーシブ教育システムの構築に向け 令和6年度4月から「副次的な籍制度」に基づく 交流及び共同学習（モデル事業）を実施しています

豊田市青少年相談センター（パークとよた）

子どもたちは、家族や学校との関係だけでなく、地域の様々な人・もの・こととかかわり、つながる中で多くのことを学んでいます。その中で、特別支援学校に在籍する子どもたちは、居住する地域から離れた学校に通うことが多いため、地域の同年代の子どもたちや地域とのつながりが薄くなってしまうことがあります。

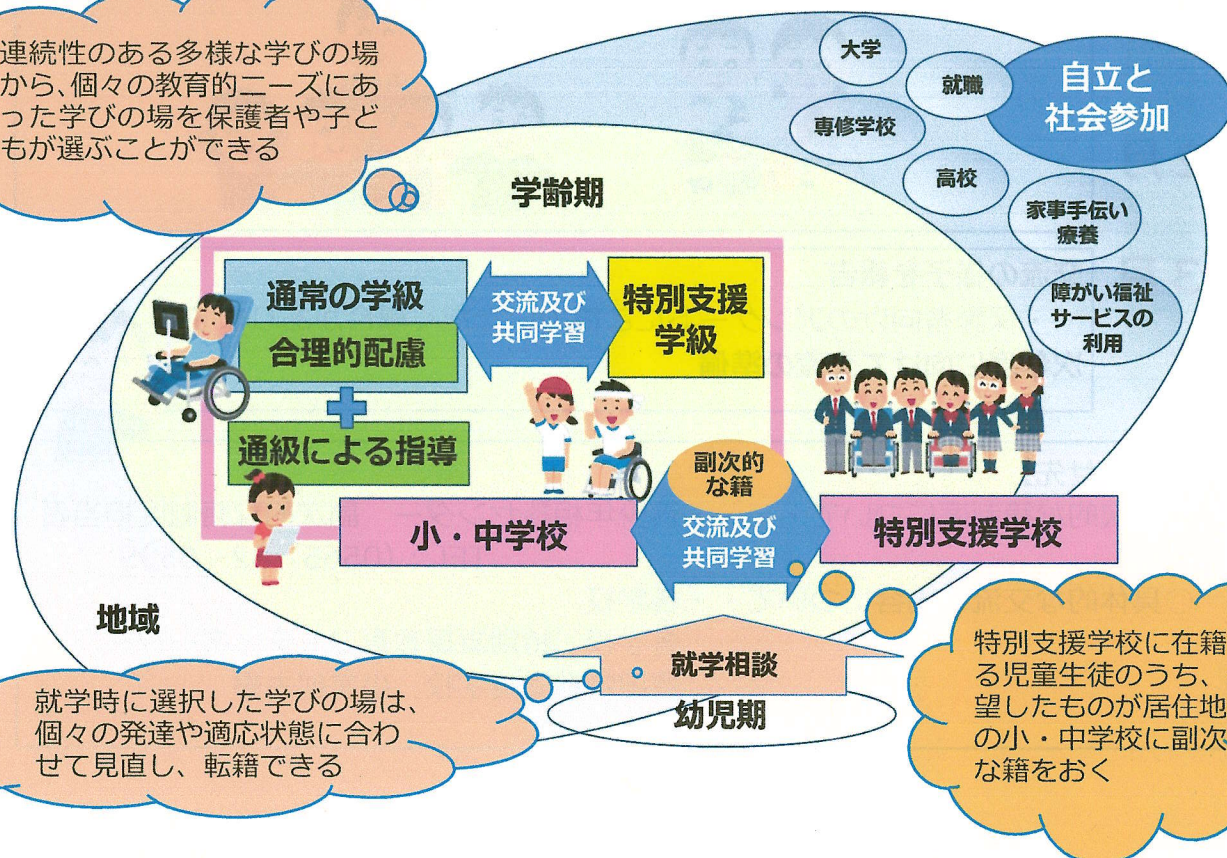
「副次的な籍制度」は、特別支援学校に通う子どもたちが、住んでいる地域の小中学校に副次的な籍を置いて、地域の同年代の子どもたちと一緒に活動したり、学んだりする機会を継続的にもち、地域とのつながりを深めていくための制度です。

令和7年度、校区にお住まいで豊田特別支援学校に通っているお子さんと学校で、モデル事業を行います。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



豊田市のインクルーシブ教育システム

連続性のある多様な学びの場から、個々の教育的ニーズにあった学びの場を保護者や子どもが選ぶことができる



副次的な籍制度に基づく交流及び共同学習のメリット

特別支援学校に在籍する 児童生徒

学びの場が増えることで、より経験が広がり、社会性を養うことができます。豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。

地域の同年代の子どもたちとのかわりや地域とのつながりをもつことは、将来地域で生きていくベースづくりになります。



小中学校に在籍する 児童生徒

継続的なふれあいをとおして、障がいについての正しい理解と認識を深め、多様性を尊重する心を育むことができます。

同じ地域で共に生きる仲間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さや、多様な人とのかわり方を学ぶことができます。

モデル事業 1年間のおおまかなながれ

4月

交流開始準備 学校施設や教室環境の整備、安全面の確認。

5月

★交流

- ・1年間に5～6回、豊田特別支援学校のお子さんが地域の学校で、地域の子ども達と一緒に学習をします。

↓

2月



3月

交流の様子を報告

- ・保護者向けのアンケートにご協力いただく場合があります。
- 次年度に向けて交流の準備**



【問い合わせ先】

- 副次的な籍制度について・・・青少年相談センター 副次的な籍制度担当者
TEL：(0565) 32-6595
- 具体的な交流の内容について・・・各学校
各学校 特別支援教育コーディネーター
豊田特別支援学校 小学部主事